

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第17号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 前項に定める定期券のうち、第1号及び第2号にあつては、紙を用いた定期券（以下「紙定期券」という。）及び電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）を発売し、第3号から第7号にあつては、紙定期券を発売する。

第4条第1項の表回数券の項を次のように改める。

回数券	自動車部営業所（以下「営業所」という。）、案内所及び定期券発売所
-----	----------------------------------

第18条第3項中「通勤定期券」の右に「及び通学定期券（甲）」を加える。

第21条に次の1項を加える。

- 6 第1項に定める定期券払戻申請書の様式は、第2号様式のとおりとする。

第26条第1項中「（学期券を除く。）」を削り、「7日前」を「14日前」に改め、「ただし、第39条の2の規定により継続発売する場合及び学期券を発売する場合は、通用期間の開始日の14日前から発売する。」を削る。

第37条第2項中「市バス・地下鉄通勤定期券申込書（以下「通勤定期券申込書」という。）」を「定期券購入申込書（以下「定期券購入申込書」という。）」に改め、同条第3項中「通勤定期券申込書」を「定期券購入申込書」に改める。

第37条の2第2項中「必要事項を記入した市バス・地下鉄通学定期券申込書（以下「通学定期券申込書」という。）」を「定期券購入申込書」に改め、同条第3項を削る。

第37条の3第2項中「通勤定期券申込書及び通学定期券申込書を」を「通勤及び通学に係る定期券購入申込書をそれぞれ」に改める。

第37条の4第1号中「通勤定期券申込書又は通学定期券申込書、もしくはその両方」を「定期券購入申込書」に改める。

第39条第2項中「、通勤定期券」の右に「又は通学定期券」を加え、「通勤定期券申

込書を、通学定期券を購入する場合は各人別の通学定期券申込書」を「定期券購入申込書」に、「通勤定期券申込書及び通学定期券申込書を」を「通勤及び通学に係る定期券購入申込書をそれぞれ」に改める。

第39条の2中「通用期間の開始日の14日前から」を「第26条に定める発売期間から継続して」に改める。

第58条第1項中「第21条第2項第2号」を「第21条第3項第1号」に改め、「第2項及び第3項」を削り、同条第2項中「、介護者」を「、旅客」に、「介護者が介護をする身体障害者、第53条第1項第3号に掲げる者又は知的障害者」を「旅客の介護者」に改める。

第64条第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 乗車開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

第66条中「、購入証」を削る。

別表第3第2号中

「

520	18,000	51,300	97,200	58,710	65,550	43,320
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------

」を

「

520	18,000	51,300	97,200	58,710	65,550	43,320
市内中心フリー(230)	7,920	22,570	42,770	25,830	28,840	19,060
市内中心+高雄地域フリー(250)	8,640	24,620	46,660	28,180	31,460	20,790
市内中心+高雄地域フリー拡大版(370)	12,960	36,940	69,980	42,270	47,200	31,190
市内中心+桂地域フリー(270)	9,360	26,680	50,540	30,530	34,090	22,530
市内中心+桂・洛西地域フリー(300)	10,440	29,750	56,380	34,050	38,020	25,130
桂・洛西地域フリー(240)	8,280	23,600	44,710	27,010	30,150	19,930

」に

改める。

別表第4中

「

桂・洛西地域フリー	28号の松尾大社前～松尾橋間	西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 特西4号, 西5号, 臨西5号, 西6号及び西8号の全線並びに29号の洛西バスターミナル～松尾橋間, 33号の洛西バスターミナル～桂小橋間, 特33号の洛西バスターミナル～東側町間, 42号の中久世～洛西口駅前間, 69号の桂川小学校前～桂駅東口間, 70号の小畑川公園北口～桂川小学校前間, 73号の洛西バスターミナル～西京極間, 南1号の中久世～桂駅東口間及び特南1号の桂駅東口～中久世間
-----------	----------------	--

」を

「

桂・洛西地域フリー		西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 特西4号, 西5号, 臨西5号, 西6号及び西8号の全線並びに29号の洛西バスターミナル～松尾橋間, 33号の洛西バスターミナル～桂小橋間, 特33号の洛西バスターミナル～東側町間, 42号の中久世～洛西口駅前間, 69号の桂川小学校前～桂駅東口間, 70号の小畑川公園北口～桂川小学校前間, 73号の洛西バスターミナル～西京極間, 南1号の中久世～桂駅東口間及び特南1号の桂駅東口～中久世間
-----------	--	--

」に

改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第37条関係）

(表面)

氏名 (カタカナ)		姓 (姓)										名 (名)	性別	
生年月日		西暦・(昭和・平成)										年 月 日 (歳)		
住所		〒 -												
電話		- -												
お支払方法		現金・クレジット ()												
種類		通勤	通学(大学)	通学(高校)	通学(中学校)	通学(小学校)								
◆通学		学校名									学年	年		
乗車区間	鉄道	駅	駅	經由										
	バス	市内中心フリー	+	福王子・清水町間	高麗橋大							經由		
使用開始日及び有効期間		新規・継続	年 月 日	から	か月	または	(1学期) (4/4~7/31)	(2学期) (8/20~11/20)	(3学期) (1/8~3/24)					
I/OCA定期券を申込 (ただし発行可能は期限に限りず。)		I/OCA定期券を申込 (ただし発行可能は期限に限りず。)											する・しない	
★カード 請求番号													請求番号	
★定期券有効期間外の カード内残額の利用		可・否	「否」の場合は、期限切れに気づかずにご利用を継続することがないよう、定期券の有効期間外はご利用を中止してください。											
No.														
受け窓口(受け番)													()	
備考														

備考1 縦21.0センチメートル・横14.8センチメートルとする。

2 裏面は、無地とする。

第1号様式の次に次の様式を加える。

第2号様式（第21条関係）

（表面）

ICOCA乗車券再発行・払戻し・変更申込書 〈京都市交通局〉

お申込み
年月日 西暦（平仮） 年 月 日

氏名 (のタカナ)	姓 (セイ)											男
	名 (メイ)											女
生年月日	西暦 ・ 昭和 ・ 平仮	年	月	日								(歳)
住所											カード除票番号*	
電話											再発行をお申込みの 場合のみに入力ください	

* カード除票番号は、カードの特権を過期に行うためのものです。輸入時に指定された桁の数字をご記入下さい。（不明の場合は記入不要）

※ この申込書にご記入いただいた個人情報は、当電報連絡する必要があるときに使用します。また、ICOCAカードの障害に伴う再発行のお申込みの機会を除き、必要に応じて関係機関等に提供させていただきます。

※ 前回の定期券の再発行の申し込みの申込書にご記入いただいた個人情報は、再発行時などに当電報及びICOCAを利用する当社で本人確認が必要な連絡をさせていただきますので使用します。

お申込みの内容に○を記入してください。↓

ICOCAカードの障害に伴う再発行（障害再発行）	<input type="radio"/>		
ICOCA定期券、子どもICOCA等の紛失に伴う再発行（紛失再発行）	<input type="radio"/>		
紙または磁気定期券の払戻し	<input type="radio"/>		
記名人ICOCAカードの払戻し	定期券部分のみ（ICOCAカードは継続利用）	<input type="radio"/>	
	ICOCAカード自体の払戻し	<input type="radio"/>	
定期券を他の媒体に移し換え	ICO→磁気	ICOCAカードは継続利用	<input type="radio"/>
		ICOCAカードは不要（払戻し）	<input type="radio"/>
	磁気→IC	磁気定期券は不要	<input type="radio"/>
	IC→IC	ICOCAカード（旧カード）は不要	<input type="radio"/>
その他の変更（氏名の変更等）	<input type="radio"/>		

※ SMART ICOCAやIPS-ICOCAの再発行は取り扱いがありません。（J-WEST日本鉄道は別紙の窓口へご連絡ください。）

※ 記名人のICOCAカードから無記名のICOCAカードに変更となる場合（ICOCA定期券からICOCAに変更となる場合）、再発行の取扱いが異なります。

※ 紛失再発行のICOCA定期券（紙が有効となっているICOCA定期券）は、当電報定期券発行所、駅などで再発行のお申し込みまでできますが、再発行は発行会社での取扱いとなります。また、定期券有効期限終了後のICOCA定期券を払い戻す場合を除き、当電報払い戻し等の取扱いがございません。発行会社にてお申し込み下さい。

※ 新しい定期券の購入を伴う場合は「定期券購入申込書」にご記入の上、ご提出ください。

※ 紛失再発行のお申込みの場合は、以下の内容をご確認のうえ、定期券区間をご記入ください。

※ 京都市交通局 備中
 ① 札、札裏のICOCAカードを紛失したため、上記より再発行を申し込みます。申込みに際し、以下のことを承知します。
 ② 再発行の申し込み時、使用済みのICOCA定期券が返却されるまでの間に、第三者に使用された金銭に關しては、京都市交通局に補償を求めないこと。
 ③ 紛失再発行申請時に紛失した定期券の有効期限が満了の場合であっても、この手続きを取り直すことができないこと。
 ④ 返却時、再発行を取り戻すまでの営業時間に所定の再発行手数料（510円）及び手数料（500円）を支払います。再発行券を受け取ること。
 ⑤ 再発行券のお取扱いの際、本人確認のための証明書を提示すること。

定期券区間	鉄道	駅	から	駅	まで	理由
バス	市内中心フリー	+	福王子、厚池町	高槻北大	桂地塚	桂・洛西地塚

以下京都市交通局記入欄

本人確認に使用した公的証明書等（代理人による手続きの場合は、代理人の公的証明書等）	
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民票写し <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 学生証・生徒手帳（写真付） <input type="checkbox"/> 社員証（写真付）	<input type="checkbox"/> 健康保険・国民健康保険・船員保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金・厚生年金・船員保険等の年金証書
<input type="checkbox"/> 共済年金・恩給等の証書 <input type="checkbox"/> 公的機関が発行した資格証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
受付窓口	受付者

備考1 縦29.7センチメートル・横21.0センチメートルとする。

2 裏面は、無地とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（交通局営業推進室）